

武蔵村山市立温泉施設設置条例

平成14年1月17日条例第1号

(設置)

第1条 温泉資源を活用することにより、市民の健康を維持増進するとともに、多世代間の交流を促進し、併せて観光の振興を図り、もっていきいきとした地域社会の形成に資するため、武蔵村山市立温泉施設（以下「温泉施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 温泉施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 武蔵村山市立温泉施設

位置 武蔵村山市本町五丁目29番地の1

(温泉施設の管理)

第3条 温泉施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 温泉施設の運営に関すること（温泉施設の利用の許可及び利用の制限等に関することを含む。）。
- (2) 温泉施設の施設、設備及び物品（以下「施設等」という。）の維持及び保全に関すること。
- (3) 温泉施設の清掃その他環境整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(休館日)

第5条 温泉施設の休館日は、毎月第3木曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日にあたる時は、その翌日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める時は、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第6条 温泉施設の利用時間は、午前10時から午後11時までとする。ただし、温泉スタンドの利用時間は、午前10時から午後6時（12月1日から翌年2月末日までの間は、午後5時）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第7条 温泉施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、温泉施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用の制限等)

第8条 指定管理者は、温泉施設を利用しようとする者又は温泉施設の利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、温泉施設の利用の許可をせず、又は許可を取り消し、若しくは利用を停止することができる。

- (1) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 感染症にかかっていると認められるとき。
- (4) 付添いを必要とする幼児で、付き添う者がいないとき。
- (5) 介助又は付添い（以下「介助等」という。）を必要とする高齢者、心身障害者又は心身障害児（以下「要介助高齢者等」という。）で、介助等をする者がいないとき。
- (6) 危険物を所持しているとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が温泉施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第9条 温泉施設を利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- (1) 温泉施設（温泉スタンドを除く。） 別表に掲げる額
- (2) 温泉スタンド 100リットルまでごとにつき100円

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。

(利用料金の収入)

第10条 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由に該当すると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(販売等の行為の禁止)

第12条 何人も、温泉施設内においては、指定管理者の許可を受けずに販売等の行為をしてはならない。

(損害賠償)

第13条 温泉施設の利用の許可を受けた者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減免することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成14年規則第26号で平成14年4月22日から施行)
(武蔵村山市村山温泉スタンド設置条例の廃止)

2 武蔵村山市村山温泉スタンド設置条例(平成11年武蔵村山市条例第35号)は、廃止する。

附 則(平成15年10月3日条例第25号)

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成18年9月12日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の武蔵村山市立温泉施設設置条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の武蔵村山市立温泉施設設置条例の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 25 年 11 月 29 日条例第 31 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 6 日条例第 25 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

区分		平日		休日	
		基本料金 3 時間まで	超過料金 1 時間まで ごとにつき	基本料金 3 時間まで	超過料金 1 時間まで ごとにつき
大人	（1）武蔵村山市内（以下「市内」という。）に住所を有する者（（2）に掲げるものを除く。）	円 730	円 210	円 820	円 210
	（2）高齢者（市内に住住所を有するものに限る。）又は心身障害者	630		720	
	（3）（1）及び（2）に掲げるもの以外の者	840		920	
子ども	（4）市内に住住所を有する者（（5）に掲げるものを除く。）	400	100	460	100
	（5）心身障害児	350		400	
	（6）（4）及び（5）に掲げるもの以外の者	460		510	

備考

- 1 高齢者とは、年齢が 65 歳以上の者をいう。
- 2 子どもとは、小学生以下の者をいう。
- 3 年齢が 3 歳未満の幼児は、無料とする。
- 4 心身障害者又は心身障害児については、都道府県知事等が発行した身体障害者手帳又は療育手帳を提示した場合に限り、この表の（2）又は（5）の料金区分を適用する。
- 5 要介助高齢者等に同伴し介助等を行う者（以下「同伴者」という。）については、要介助高齢者等 1 人につき 1 人に限り、同伴者の大人、子どもの区分に応じ、この表の（2）又は（5）の料金区分を適用する。

6 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 平日 次号に定める休日以外の日をいう。

(2) 休日 土曜日、日曜日、[祝日法](#)に規定する休日及び12月31日から翌年1月3日までの日（1月1日を除く。）をいう。